



000000000

見

表

試験科目
商法試験地
民法応用2
P1 期末試験

受験番号 フリガナ

氏名

(時間) 60分 11:20 まで、80分。

17113017-11
good 27

設問1

1. まず、Cは、Bに対して、請負契約(民法(以下法名省略)632条)に基づき、注文者が受ける利益の割合に定めた200万円の請負代金を請求(634条)をしようと考えている。そして、この請求が認められるための要件は、①請負契約があること、②請負人が既にした仕事の結果のうち可能な部分の給付により注文者が利益を受けていること(634条)、③注文者の責めに帰することがない事由による仕事を完成すること(634条1号)である。そして、①から③は、Cが主張立証責任を負う。

(1) まず、2020年8月10日、BC間で、甲の外壁の修繕工事に関する請負契約を締結している。(1)

(2) 次に、Cは修繕工事全体の25%に相当する甲の西面の外壁の修繕工事を完了させている。そして、上記の請負契約の請負報酬がおもむきであることから、Cが完了させた修繕工事は200万円の価値があり、それによりBが甲の外壁の西面の外壁が修繕されたという利益を受けている。(2)

(3) そして、2020年8月25日に近畿地方に大型台風が上陸し、和歌山県内にあるCの事業所および従業員が大きな被害を受けたため、甲の修繕工事を続行することができなくなった。大型台風の襲来は自然現象であるため、注文者であるBの責めに帰することができない事由である。そのため、Cが甲の西面の外壁の修繕工事を完了することができなくなっている。(3)

(4) したがって、Cは上記主張を行うことができないように思える。

司法試験委員会

2. ニに対して、Bは、Cの修繕工事が杜撰でありタイルの接着が不十分だったため、Cが西面の外壁に貼ったタイルの一部が壁面から浮いているという契約不適合を主張して、Cに対して損害賠償請求権を有しており(559条、~~564条~~、915条(項))、CがBに対して有する上述の請求代金請求権と対等割合で相殺すると反論することを認める。二、主張が認められるための要件は、①請負契約の存在、②③の目的物が引渡されたこと、④引渡されたものに契約不適合があること(564条、562条1項本文)、⑤損害が発生したこと、⑥⑦と④の間に因果関係があること、⑧契約不適合に債務者の責めに帰すべき事由によるものであること、である。そして、⑦から⑧については、Bが主張立証責任を負い、由に入ってはるの反弁事実をCが主張立証する必要がある。
- (1) まず、上述の通り、BとCの間には、2020年8月10日に請負契約が締結されている。~~(9)~~ (9)
- (2) 次に、Bは、Cとの間の請負契約を解除して、Cが代わらずに、修繕工事をBに依頼しているから、BはCから甲の引渡しを受けていると考えられる。~~(9)~~ (10)
- (3) そして、~~Cの修繕工事をBに間で~~、甲の外壁の修繕工事を内容とする請負契約が締結された。たゞに、Cが西面の外壁に貼ったタイルの一部が壁面から浮いていることが発覚している。Bは~~施工業者~~業者であることの間で外壁の修繕工事を依頼しているものであるが、上記請負契約の内容は、一般的な施工業者が行う程度の外壁の修繕を行うことである。ゆえ、本件では外壁のタイルが浮いているという一般的な施工業者

+

裏

見

(1) 当事者の同意

(2) 当事者の同意

(3) 当事者の同意

(4) 当事者の同意

(5) 当事者の同意

(6) 当事者の同意

(7) 当事者の同意

(1) 当事者の同意

(2) 当事者の同意

(3) 当事者の同意

(4) 当事者の同意

(5) 当事者の同意

(6) 当事者の同意

(7) 当事者の同意

商
法

3

頁

+

者が何ら修繕の程度に達しない工事をしている。すると、甲の
外壁がタイルから浮いて、このことは品質に関して瑕疵の
内容に適合せず、甲に契約不適合があるとする。(甲)(9)

(4) さらに、Cがタイルが外壁から浮いてしまふような工事をし、
Bは、西面の外壁修繕工事の代金として、~~200万円~~ ^{200万円} 等を損害賠償と
して請求契約を締結しているが、Bは200万円の損害を蒙っている。(4)

(5) 加えて、Cがタイルが外壁から浮いてしまふような工事をし、BがD
に西面の外壁の修繕工事を依頼する必要があるとして、タイルが
外壁から浮いてしまふが、これを修繕することには必要となる(4)
条(1項)。そこで、上述の(4)と(5)の間には因果関係がある。(4)

(6) ことに於いて、Cは、~~自身の工事に伴う~~ ^{自身の工事に伴う} 上言タ
イルの外壁からの浮きが、Cの責めに帰する事由によるものである
と主張することから、施工業者であるCが杜撰な工事をし、
たことによりタイルが浮いてしまふから、Cの上記主張は認められ
ない。

(7) さらに、BのCに対する契約不適合に基づく200万円の損害賠償請求
権が認められる。

3. 以上より、上述のCのBに対する200万円の請求代金請求権とBの
Cに対する200万円の損害賠償請求権の存在が認められ、両者は相殺適格
にあり、相殺禁止に該当しないことから、200万円の限度で相殺(505条)さ
れる。この結果、CはBに対して、180万円の請求代金請求をすることができ
る。

設問2

司法試験委員会

1. まず、AとB間には契約関係がない。そこで、Dは、Aに対して、不当利得(の)
返還請求に基づいて不当利得返還請求をすることを考える。この請求が認められるための要件は、①受益者が利益を受けていること、②他人に損失を受けていること、③①と②の間に因果関係にあること、④①は法律上の原因がないことである。そして、①から④については、Dが主張立証責任を負う。

(1) まず、Aは、甲の修繕工事の依頼をしたBの倒産により、AB間の貸借借契約を合意解除して、~~借主~~620万円を^{はかり}修繕工事の経費に、甲をDから引き渡した。そこで、Aは620万円に相当する利益を受けているといえる。(①)

(2) 次に、Dは、620万円に相当する修繕を甲に、甲を引渡したのに、620万円の請求金を受け取っていないという損失を有する。(②)

(3) そして、DからAへの引き渡しにより、①の利益と②の損失が発生しているため、両者には連結があるといえる。①と②の間に因果関係がある。(③)

(4) さらに、法律上の原因がないとは、公平の理念からみて、財産的価値

の移転を当事者間において正当なものとするだけの実質的・相対的な理由がなければならず、貸借借契約の場合には、貸借借を全体としてみて貸借人が対価関係なしに利益を受けた場合には、当該利益の移転には実質的・相対的な理由がないといえる。法律上の原因がないといえる。と解する。

本件では、AはBに対し、近隣同様の建物とほぼ同等の賃料で甲を貸出し、Bの~~借主~~知人を保証人としたことを理由に、請求金を支払っている。甲の修繕工事に対して、Aは何らの支払もしていない。そこで、Aは甲の修繕という利益を対価関係なく受けている。そのため、①の利益には法律上の理由がないといえる。

2. 本件より、ABの土地所有権移転登記手続委員会

- 9. 貸借借のバランスを気にする。
- 9. 得た利益にたいして何を返しているか。
- 9. 今後の支払はgoodで。